平成２７年（フ）第１２５号
秋田市保戸野千代田町２番45号
破産者　株式会社ｔ．ｓｍｉｌｅプロジェクト
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５５号
群馬県前橋市大胡町148番地の７
破産者　合名会社大矢商店
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７６号
最後の住所　東京都東村山市本町４丁目19番地　本町アパート　15―404
破産者　亡林清昌相続財産
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第７１４号
さいたま市北区東大成町１丁目61番地３
破産者　有限会社ロング・ハーモニー
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７９２３号
東京都新宿区西新宿３－５－１　日石新宿ビル８階
破産者　株式会社旅バス
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７９２５号
東京都新宿区西新宿３－５－１日石新宿ビル８階
破産者　ケーケーエアー株式会社
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３４６号
千葉県松戸市松戸新田30番地、商業登記簿上の本店所在地東京都杉並区宮前１丁目１番15号
破産者　株式会社橋口商店
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３４７号
千葉県松戸市松戸新田30番地５　松久ハイツ８号棟106号
破産者　株式会社橋口
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４号
岐阜県土岐市肥田浅野矢落町２丁目４番地
破産者　有限会社水野エクステリア
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第２９３号
大阪市淀川区塚本６丁目２番15号
破産者　株式会社増田製作所
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６８７号
大阪市住之江区平林北２丁目７番52号
破産者　アートテック株式会社
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８７０号
大阪市都島区東野田町２丁目８番31号
破産者　株式会社ウィッシュコーポレーション
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１５４号
大阪府吹田市元町８番１号
破産者　有限会社梶丸電工
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２３７８号
大阪市東成区東今里２丁目10番３号
破産者　有限会社コウセイ社
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９１５号
大阪府茨木市豊川５丁目19番22号
破産者　京芝産業株式会社
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９３８号
大阪府豊中市利倉２丁目19番11号
破産者　有限会社山口産業
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９５２号
大阪府枚方市中宮西之町25番14―202号
破産者　緑地建設株式会社
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０１１号
大阪市城東区森之宮１丁目５番101号
破産者　有限会社プランタン
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８５号
広島市中区広瀬北町４－９　302
破産者　株式会社Ｋスタイル
1　決定年月日　平成27年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８６１号
神奈川県藤沢市辻堂元町１丁目９－１―101
破産者　中山　章司
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６３号
東京都武蔵村山市三ツ木１丁目55番地の１
破産者　高木　澄子
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３０１号
東京都八王子市弐分方町489番地の１
破産者　有限会社エムクラフト
1　決定年月日　平成27年10月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部